

## 7) 掛金等の払込みについて

掛金は3ヶ月分を一括してお支払いいただきます。

### 1. 集金方法

掛金等は共済契約申込時にご指定いただいた金融機関の預金口座より一括してつぎのとおり自動振替により集金されます。

| 自動振替日  | 振替する掛金等    | 申込および異動手續締切日 |
|--------|------------|--------------|
| 9月27日  | 10、11、12月分 | 8月15日        |
| 12月27日 | 1、2、3月分    | 11月15日       |
| 3月27日  | 4、5、6月分    | 2月15日        |
| 6月27日  | 7、8、9月分    | 5月15日        |

(注1) 自動振替日27日が金融機関の非営業日のときは翌営業日となります。

(注2) 上記異動手續締切日までに手続きがなされた場合は自動振替日には異動者分は反映されます。締切日以後に手続きがなされた分は次回締切日分までとして反映されます。

この自動振替業務は株式会社シーエスエス(略称CSSー収納代行専門会社)が代行して取扱います。

### 2. 振替金額のご案内

自動振替日が近づきましたら「掛金振替請求書」を送付いたします。被共済者明細と振替金額をみて、預金残高の確認をしてください。

### 3. 振替不能となった場合の取扱い

預金残高不足等の理由により掛金の振替ができなかった場合には、その翌月27日に再振替させていただきます。(27日が金融機関の非営業日のときは翌営業日)

再び振替不能となった場合は、やむなく契約が解除されることとなりますので預金残高不足にならないよう充分にご注意ください。

### 4. 払い込まれた掛金について

払い込まれた掛金は返還されないことになっておりますのでご了承願います。

(異動に伴う調整金についてはこの限りではありません。異動等の手續締切日までに必ず異動手續きをしてください。)